

7月豪雨、台風10号等で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

## 巻頭言

・就任ご挨拶

p1

## 果樹を巡る動き

・令和2年7月豪雨で被害を受けた果樹園地の早期復旧に向けた支援対策の概要について

p2

## 中央果実協会からのお知らせ

・令和元年度果物の消費に関する調査結果報告書について

p4

・令和元年度果樹農業における省力栽培に関する調査報告書について

p6

・日本人の食事摂取基準2020と果物について

p7

## 業務日誌、人事異動

p8



中央果実協会は国際植物防疫年2020のオフィシャルサポーターです。

## 巻頭言

### 就任ご挨拶

農林水産省生産振興審議官 安岡 澄人



8月に生産振興審議官に就任し、果樹関係の業務を担当することとなりました。関係者の皆様にあつては、ご指導のほどをよろしくお願い致します。

まずは、7月の豪雨、そして最近の相次ぐ台風により被害を受けた農家の皆様にお見舞いを申し上げます。収穫を目前にした落果、大切に育ててこられた樹体の被害、樹園地の土砂の流入など、一日も早い復旧と被害の軽減を願っております。

私にとっての行政官としての果樹に関わるスタートは災害からでした。農林水産省では、入省2年目に農家に1ヶ月間滞在して農作業などを体験させていただき、農村派遣研修という制度があります。

私は、平成3年の9月下旬から青森県五所川原市のリンゴ農家に研修させていただき、研修開始直後に台風19号に遭遇しました。防風ネットなども十分でなかった中で、リンゴの落果や樹体の損傷、花のハウスの倒壊などがあり、その後は復旧や残されたリンゴの管理・出荷に向けて、連日夜中まで皆さんと作業をしたことが今でも鮮明に思い出されます。

温暖化の中で自然の猛威は激しく、従来の常識が通用しない高温などに遭遇することも多くなりました。こうした中でも農家の皆さんが自然と何とか付き合いながら、生産を続けていただけるよう、努力をしていきたいと考えています。

また、今年は新型コロナウイルスの感染拡大により、品目によっては販売などに

著しい影響が生じることもあったかと思えます。影響に応じた対策を講じて支援をさせていただくとともに、何よりも感染の早期終息を願うばかりです。新たな生活様式により、果実をはじめとした農作物の需要がどうなっていくのかは注視が必要だと考えています。

一方で、果実の全体を見渡すと、輸出などが新たに拡大する中で国内の需要も堅調であるのに対して、国内の生産面積が減少傾向にあることが果樹の最大の課題だと認識しています。

我が家は以前から果実の消費が非常に多い家庭で、いつも何をかうかで家族争議になります。

国産果樹を求める国民の高いニーズに対して今後とも応えていくために何ができるかを皆さんとともに考えていきたいと思えます。地域の人口が減少し、担い手だけでなく、果樹にとって大事な短期の雇用労働力なども減少する中で、どのようにして果樹の生産を維持・拡大していくか。たいへん難しい課題です。

省力的な生産を可能とする樹形の導入や園地の整備、ドローンやロボットなどのスマート技術も活用した管理・収穫作業の軽労化、労働力の確保などのほか、加工・業務用の需要等に応じて生産方法そのものから見直すなど、地域の実態に合わせて、地域の皆様とともに一歩ずつ課題解決ができればと考えております。

果樹農業には様々な課題がある一方で、輸出や新たな品種など前向きな話題も多い分野です。現場の皆さんの声に耳を傾け、果樹農業の発展に取り組む所存ですので、どうぞよろしくお願い致します。

## 令和2年7月豪雨で被害を受けた果樹園地の早期復旧 に向けた支援対策の概要について

農林水産省 生産局 園芸作物課 課長補佐(需給調整第2班担当) 光廣 政男

### 1. はじめに

令和2年7月豪雨をはじめとする自然災害に見舞われた全ての皆様にお見舞い申し上げます。

近年、局地的な豪雨や台風等による大規模な災害が頻発しており、今年も既に、令和2年7月豪雨や台風第9号、第10号等による自然災害が発生しています。

### 2. 令和2年7月豪雨による被害について

特に、令和2年7月豪雨は全国各地に甚大な被害を及ぼしました。農林水産関係の被害は、北は北海道から南は鹿児島県までに及び、9月11日時点での被害総額は2,000億円を超えています。

果樹産地においても、豪雨による土砂崩れに伴う、樹園地の崩落や土砂流入、道路・農道の寸断や園内作業道の損壊、河川の氾濫に伴う樹園地の浸水被害等が発生しています。

このような被害を受けた樹園地は、土砂の流入や浸水被害を受けた園地においては、樹体に泥やゴミが付着して樹勢が衰弱する恐れがあるとともに、浸水等により病害がまん延しやすい状態となっています。また、道路等の寸断により車両の乗入れが困難な園地においては、現在収穫期にある園地では、園地外への収穫物の運び出しが困難となり、今後収穫期を迎える園地では、道路等が復旧しなければ、本年産の収穫に間に合わなくなる恐れがあります。

こうした状況にある被災園地の営農再開のためには、堆積した土砂の撤去や、樹体に付着した泥の洗浄やゴミの除去、樹勢が低下した樹体の樹勢回復、車両の乗入れが困難な園地における別手段での収穫物等の運搬等の対策が早急に必要となります。

さらに、被害が甚大で、経営面積の大部分で改植を余儀なくされる場合は、その大規模な改植により長期にわたって収入が途絶することとなります。

### 3. 令和2年7月豪雨による農林水産関係被害への支援対策について

こうした状況を踏まえ、農林水産省では、令和2年7月豪雨により被災された農林漁業者の皆様が、営農意欲を失わず1日も早く経営再建できるように、令和2年度予備費等を活用した農林水産関係被害への支援対策を取りまとめ、7月30日に公表しました。

果樹対策としては、被害を受けた果樹園地の早期の復旧・復興に向けた対策として、園地の土砂撤去のための災害復旧事業や、被害果樹の改植とそれにより生ずる未収益期間に要する経費への支援等の従来の災害対策に

加え、樹体洗浄や樹勢回復、病害のまん延防止、収穫物の運び出し、大規模な改植を行う場合の早期成園化や代替農地での営農等に必要経費への支援を措置しました(3頁ポンチ絵)。

各支援の主な内容は以下のとおりです。

(1) 被災園地における樹体洗浄、樹勢回復等に向けた取組支援

① 樹体洗浄や樹勢回復のために実施する以下の取組について、面積当たり定額(7.4万円/10a)で支援します。

- ・泥が付着、堆積した樹体の洗浄
- ・樹体に絡まったゴミの除去
- ・樹勢回復のための摘果・せん定・根切り等

② 病害の発生・まん延防止のために実施する以下の取組について、面積当たり定額(2万円/10a)で支援します。

- ・病した枝や葉等の除去・処分
- ・地域ぐるみでの薬剤散布(被災園地の周辺の園地も対象とします。)

※別途、通常対策(持続的生産強化対策事業の果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹経営支援対策)において、防風ネットの導入を支援しています(優先採択、補助率1/2)。

(2) 立入りが困難な園地における収穫物等の運搬支援  
道路等の寸断等により、通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地において緊急的に行う、収穫物の運搬作業に必要な以下の取組を支援します。

- ① 収穫物の運び出しに必要な運搬作業員の雇用：  
5,600円/人・日
- ② アシストスーツ、クローラ等の運搬補助機材のレンタル：1/2以内

(3) 改植を行う園地の取組支援

果樹経営支援対策の自然災害対応により、被害果樹の改植とこれにより生ずる未収益期間に要する経費について、面積当たり定額で支援します。

- ① 改植経費(抜根、苗木の植栽等)
- ・慣行樹形：23万円/10a(かんきつ類)  
17万円/10a(なし、ぶどう、りんご、おうとう等) 等
  - ・省力樹形：111万円/10a(かんきつの根域制限栽培)  
33万円/10a(なし等のジョイント栽培)  
53万円/10a(りんごの新しい化栽培) 等

なお、自然災害時の特例として、

- ・被害果樹の同一品種への改植
- ・被災樹体ごと(1本単位)の改植(被災樹体を含めた

改植の総面積が、農家ごとに概ね2a 以上であれば支援対象)

が可能です。

② 未収益期間支援(幼木の管理経費):22万円/10a

また、被害が甚大で大規模な改植を実施する場合(経営面積の過半または雇用型経営にあつて1ha 以上の規模で改植を行う場合)については、早期成園化や経営の継続・発展に係る以下の取組に要する経費を支援します。

[大規模な改植(経営面積の過半を改植等)の場合:最大75万円/10a]

① 大苗の育成:20万円/10a

果実が実るまでの年数を短縮し早期に収穫を得るための、大苗育成の取組を支援します。

② 代替農地での営農:52万円/10a

改植から成園化までの間の収入を確保するための、代替農地での営農の取組を支援します。

③ 省力技術研修:3万円/10a

営農再開後に省力・効率的生産を実現するための、省力技術の研修の取組を支援します。

## 被害を受けた果樹園地の早期復旧に向けた対策

- 令和2年7月豪雨により**樹園地の崩落・土砂流入、浸水被害等**が発生。
- 被災園地における**樹体の洗浄と樹勢の回復、病害の発生・まん延防止**の取組を支援。
- 大規模な改植**を行う園地では、改植への支援に加え、**早期成園化**や**代替農地での営農等**の取組を支援。

### 今回の被害

土砂崩れに伴う**樹園地の崩落・土砂流入**、  
河川の氾濫に伴う**樹園地の浸水被害**が発生



【樹園地への土砂流入】

【樹園地の浸水被害】

(1) 土砂の流入や浸水被害を受けた園地

- ・樹体に泥やゴミが付着し、**樹勢が衰弱**。
- ・浸水により、**病害がまん延する恐れ**。

(2) 道路の寸断等により車の乗入れが困難な園地

- ・現在収穫期にある園地では、**園地外への収穫物の運び出しが困難**。
- ・今後収穫期を迎える園地では、道路が復旧しなければ、**本年産の収穫に間に合わなくなる恐れ**。

(3) 被害が甚大で**大規模な改植**が必要な園地

- ・土砂の流入や堆積、長期間の浸水等により、**経営面積の大部分**で改植が必要となる場合は、**長期にわたり収入が途絶**。

### 対策の内容

#### (1) 被災園地における樹体洗浄、樹勢回復等に向けた取組支援

○**樹体洗浄と樹勢回復:7.4万円/10a**

- ・泥が付着、堆積した樹体の洗浄
- ・樹体に絡まったゴミの除去
- ・樹勢回復のための摘果・せん定・根切り等

○**病害の発生・まん延防止:2万円/10a** ※(3)の改植園地で実施する場合も支援対象

- ・罹病した枝の除去・処分、地域ぐるみでの薬剤散布
- ※別途、防風ネットの導入を支援(優先採択、補助率1/2)



#### (2) 立入りが困難な園地における収穫物等の運搬支援

○運搬作業員の雇用:5,600円/人・日、運搬補助機材のレンタル:1/2以内

#### (3) 改植を行う園地の取組支援

○**改植経費(抜根、苗木の植栽等)**

- ・慣行樹形:23万円/10a(かんきつ類)  
17万円/10a(なし、ぶどう、りんご、おうとう等)等
- ・**省力樹形:111万円/10a(かんきつ類の根域制限栽培)**  
**33万円/10a(なし等のジョイント栽培)**  
53万円/10a(りんごの新わい化栽培)等

○**幼木の管理経費:22万円/10a**

[大規模な改植(経営面積の過半を改植等)の場合]

○**早期成園化や経営の継続・発展に係る取組**

①**大苗の育成:20万円/10a**

→果実が実るまでの年数を短縮

②**代替農地での営農:52万円/10a**

→改植から成園化までの間の収入を確保

③**省力技術研修:3万円/10a**

→営農再開後に省力・効率的生産を実現

**取組例:かんきつ類の大規模改植で根域制限栽培を導入し、**

**①~③全てに取り組んだ場合、208万円/10a**



省力樹形の例  
(みかんの根域制限栽培)



大苗の育成  
(かんきつ)

(参考1)

本対策は、持続的生産強化対策事業実施要綱に基づき措置された、「令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業」の別記2「果樹産地再生支援対策」として位置づけられているものです。さらなる事業の詳細については、以下の農林水産省HPに掲載されている実施要領でご確認ください。

【令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業実施要領 別記2(果樹産地再生支援対策)】

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/attach/pdf/index-107.pdf>

(参考2)

本対策のスキームは、果樹農業生産力増強総合対策による通常の改植支援等と基本的に同じです。本対策の活用を希望される場合は、所属する産地協議会か、お近くのJA、市町村にご相談ください。

#### 4. 農業保険への加入促進について

自然災害をはじめとする農業経営上の様々なリスクに備えるため、農林水産省では、収入保険と農業共済(果樹の場合、収穫量が減少した場合に補償する「収穫共済」と、樹体に損害を受けた場合に補償する「樹体共済」)の2つの保険(農業保険)を用意しています。これまで御説明してきたように、近年は自然災害が多発し、その被害も

甚大化・深刻化しております。果樹農業者の皆様におかれましては、今後の備えとして、農業保険への加入を改めて検討いただくようお願いいたします。

(参考3)

農業保険(収入保険・農業共済)について(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/index.html>

## 5. 終わりに

農林水産省では、被災した果樹農業者の皆様の一日も早い経営再建に向け、今後も引き続き現場の状況をよくお聴きしながら、都道府県や市町村、JA等の関係機関と連携し、継続的に支援を行ってまいります。

特に、近年、大規模な風水害が頻発する中で、毎年のように災害に見舞われている地域もあり、復旧を果たしてもまた新たな災害で被災する事態が繰り返されています。このことを踏まえ、農林漁業者の皆様のが折れることのないよう、再度災害防止の観点を踏まえつつ早急に農林漁業関係施設等の復旧を進めるとともに、原形回復にとどまらない改良復旧の考え方も踏まえ、被災農地周辺の農地も含め、災害への対応強化と生産性の向上等を一体的に図る取組等を進めてまいります。

(参考4)

令和2年7月豪雨に関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/saigai/ooame/r0207/index.html>

## 中央果実協会からのお知らせ

### 令和元年度果物の消費に関する調査結果報告書について — 需要促進部 —

厚生労働省が実施している「国民健康・栄養調査」においては、20～40歳代の働き盛り世代で摂取量が大きく落ち込んでいる状況が長期間にわたり続いています。一方、中央果実協会が毎年度、20歳以上を対象として行っている「果物の消費に関する調査」の結果からは、消費者は果物の消費をもっと増やしたいという意向があることがうかがえるものの、こうした意向が実際の購買行動につながっていないのが現状です。

このため、令和元年度においては、経年変化をみるために調査を行っている果物の摂取状況、摂取意向・意識に加え、日常の果物購買における意識などについても調査を行いました。ここでは調査結果の一部を紹介しますが、紹介できなかった興味深いデータが多数掲載されている調査報告書は当協会のホームページの調査資料の欄に掲載されていますので、是非ご覧ください。

(<http://www.japanfruit.jp/research/domestic.html>)

#### ○ 調査対象者等

平成27年度国政調査の調査対象都道府県ごとの人口構成比に合わせて性別・年齢別に割付を行い、全国の満20歳以上70歳未満の男女2,000人を無作為抽出して、インターネット調査を実施しました。なお、本調査の対象とした果物には、いちご、すいか、メロン(果実的野菜)を含んでいます。

#### 1 果物をほぼ毎日摂取している人は4人に1人

果物の摂取頻度は、「ほぼ毎日」が25.8%と最も高くなっていますが、次に高いのが「ほとんど食べない」で21.7%となっており(図1)、平成30年度の17.9%より4ポイント程度高くなっています。特に、男性の20代、30代、40代は、ほぼ30%が「ほとんど食べない」という結果になっています。また、前年と同様に年齢層が高くなるに従って

摂取頻度が高くなっていく傾向があり、特に女性にこの傾向が強く見られます。

1日当たりの果物の摂取量では、「100グラムから150グラム未満」が最も多く30.8%、次いで「50グラムから100グラム未満」が28.3%で(図2)、食事バランスガイドで推奨している1日200グラム以上摂取出来ている人の割合は「14.8%」で、平成30年度の16.1%からやや減少しています。

果物を1日に200グラム摂取できていない理由として、1日当たり摂取量が200グラム未満の人は、「他に食べる食品があるから」が42.8%、「一度にそんなに量を食べられないから」が42.8%、「値段が高く食費に余裕がないから」が37.2%と、これ以外の理由よりもかなり高くなっています。特に、「20代から30代」では、「値段が高く食費に余裕がないから」という理由が45%を越えており、他の年齢層と比べて非常に高くなっています。

#### 2 果物の摂取を増やしたい最大の理由は健康に良いから

今後の果物摂取の意向については、「特に変えようと思わない」が59.9%、「増やしたい」が38.7%となっています。20代では、「増やしたい」が男性で50.0%、女性が63.2%と他の世代に比べて高くなっています。一方、現在の果物摂取量が100グラム未満の層では増やしたいが35.3%と、果物摂取量が200グラム以上の層よりもおよそ10ポイント低くなっています。

果物の摂取量を増やしたい理由は、「健康に良いから」が80.4%、「おいしいから」が66.5%、「美容に良いから」が42.1%となっています(図3)。平成30年度調査と同じ順番ですが、「おいしいから」が4ポイント低くなっています。

一方、果物を減らしたいと思っている人の理由は、「太るといけないから」が57.1%、「他に食べる食品があるから」が28.6%、「日持ちがせず買い置きができないから」が21.4%となっています。平成30年度も「太るといけないから」が1位でしたが、31.6%からおよそ25ポイントと大幅に増加しています。

### 3 食費が1割程度増えたときには、果物を購入したい人が3割を越える

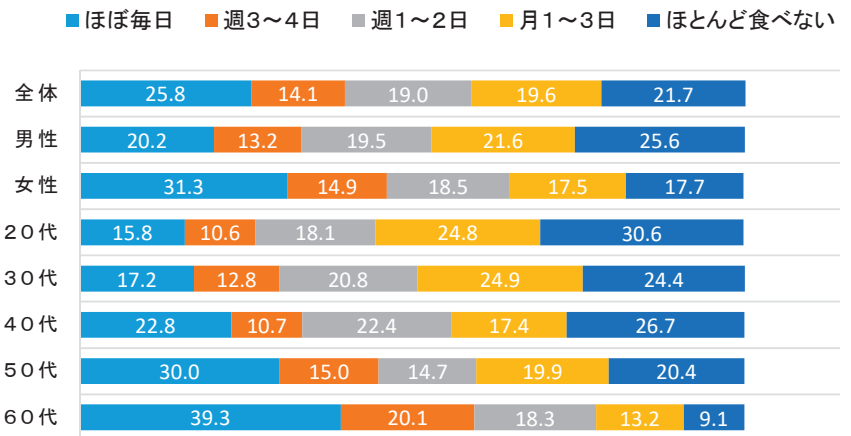
食品のひと月当たりの支出額は、果物では「0円から500円未満」が32.1%、「500円以上1,000円未満」が21.8%で、1,000円未満が半数を超えています。年代別では、年代が上がるに従って購入金額が上昇し、60代では3,000円以上が14.1%となっています。一方、20代の女性は46.1%が「0から500円未満」となっています。野菜では「3,000円以上」が23.2%、「0円から500円未満」が16.9%、「1,000円以上2,000円未満」が15.4%となっています。菓子では「0円から500円未満」が25.5%、「500円以上1,000円未満」が23.6%、「1,000円以上2,000円未満」が21.1%となっています。

食費に使える金額が1割程度増える場合に支出したいものは、「果物」が34.2%、「野菜」が31.9%、「外食」が26.0%となっています。逆に、食費に使える金額が1割程度減ってしまう場合に減らしたいものは、「外食」が38.5%、「菓子」が36.3%で、「お酒」、「お弁当・惣菜」が25%弱で続き、「果物」は11.4%にとどまっています。

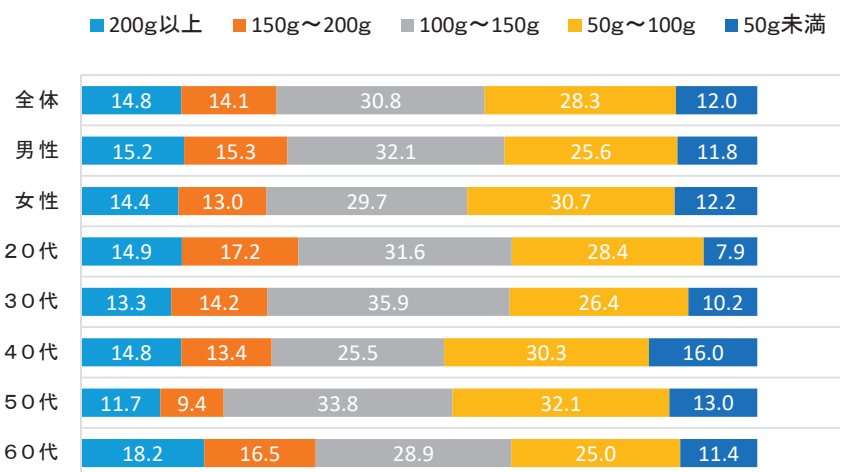
輸入果物の購入は、「時々購入している」が50.4%、「国産農産物がないときに買っている」が28.8%、「いつも買っている」が10.2%となっています。輸入果物の購入理由は、「安いから」が47.2%、「国産農産物がないから」が31.1%、「おいしそうだから」が22.5%となっています。

果物のイメージは、「甘くておいしい」が56.4%、「嗜好品」が35.1%、「必需品（毎日の生活に欠かせないも

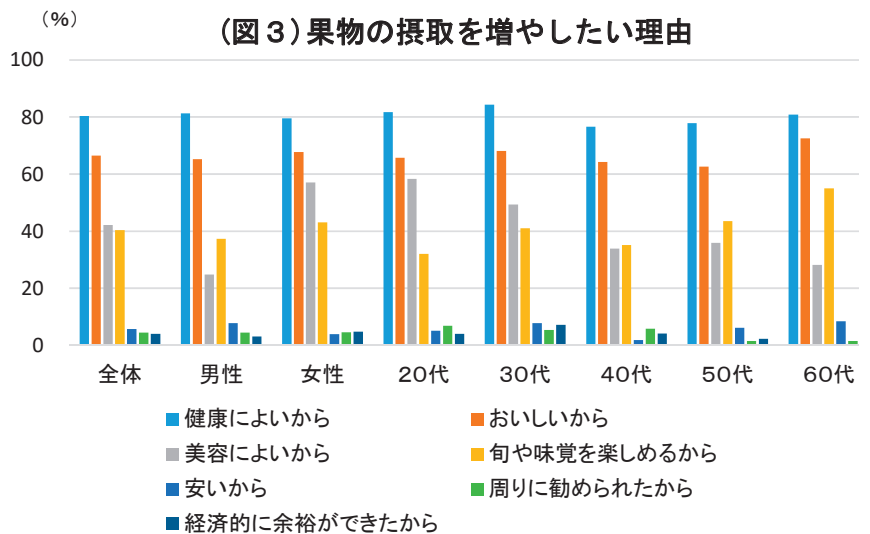
(図1) 果物の購入頻度



(図2) 1日の果物摂取量



(図3) 果物の摂取を増やしたい理由



の)」が22.8%となっており、「高級」、「食べるのが面倒」が続いています。年代別では、60代で「必需品」が3割を越えています。

#### 4 調査結果を振り返って

果物をほぼ毎日摂取している人の割合は30年度よりも増加しましたが、男性を中心に果物の摂取動向は依然として低迷しています。

一方で、果物は健康によい、おいしいから摂取を増やしたいという人は多く、食費に使える金額が増えたときには、果物に支出をしたい人が30%以上と他の品目に比べて一番高く、果物を食べたいという意向が強いことが分かります。

今後、果物の消費を拡大するためには、美味しい果物を、購入しやすい価格で供給していくことが重要と考えられます。

### 令和元年度果樹農業における省力栽培に関する調査報告書について —情報部—

果樹生産における労働時間の縮減に向けた検討に資するため、主要産地において省力化・効率化手法にかかる所要作業時間等を調査し、慣行の作業や管理を行う事例と比較することにより省力化の効果の把握に努めました。

ご協力いただいた生産者、生産組織に対する調査結果の概要は以下のとおりです。調査客体は各類型とも最大で十数経営体であり事例的な調査となりますが、一部を除き、省力化技術を導入した園地の方が省力化技術を導入していない園地に比べて10a当たり労働時間及び1トン当たり労働時間が少なく、労働生産性(1時間当たり生産量(以下、同じ))が高い傾向となりました。調査の詳細は当協会ホームページ(<http://www.japanfruit.jp/research/domestic.html>)に掲載されています。

#### りんご(わい化栽培:青森県、岩手県)

りんごについて、「わい化栽培」を対象として調査した青森県及び岩手県では、省力化技術を導入した園地(わい化栽培園地)の方が省力化技術を導入していない園地(青森県はわい化していない慣行栽培園地、岩手県は改

植前のわい化栽培園地)に比べて10a当たり及び1トン当たりの労働時間がともに少なく、労働生産性が高い経営体が多くありました。

こうした傾向は、摘果剤の使用等その他の省力技術の有無や品種等、わい化以外の条件が一致した経営体の比較でより明確でした。

営農類型別経営統計の東北のりんご作と比較すると、省力化技術を導入した園地では10a当たり及び1トン当たりの労働時間がともに少ない経営体が多く、省力化技術を導入していない園地ではこれらが多い経営体が多くありました。

経営への効果については、全ての経営体があったと回答しており、半数以上の経営体が「品質が向上し、上位品割合が高まった」、「単位面積当たりの収量が増加した」と回答しました(表1)。

課題としては、青森県では一時的な収量の減少や改植の費用、機械の導入等の経費負担を上げる経営体が多く、岩手県では資金の確保、技術習得、獣害などが挙げられました。

表1 省力化技術導入による経営への効果(青森県りんごわい化栽培)

経営体	効果										
	所得向上	雇用減	規模拡大	品質向上	適期作業	単収増加	収量変動減	安全性向上	品種増加	加工・販売	その他
201				○							
202				○					○		
203				○		○					
204	○		○	○	○	○					
205				○	○						
206		○		○		○					
207	○	○	○	○	○	○		○			○
208		○		○							
209		○			○	○	○				
210	○					○					
211	○		○	○	○	○	○		○		
212	○					○	○				

#### うんしゅうみかん(根域制限:佐賀県)

うんしゅうみかんについて「根域制限」を対象として調査した佐賀県では、省力化技術を導入した園地の方が省力化技術を導入していない園地(慣行栽培を行っている園地)よりも10a当たり及び1トン当たりの労働時間が多し経営体が多くありました。

このように省力化技術を導入した園地の労働時間の方が多し要因として、根域制限園地で生産されたみかんの価格が慣行栽培で生産されたみかんの価格を上回っていることから、経営に有利な根域制限園地に対して、経営体が労働力の配分を高めている可能性も考えられます。

表2 省力化技術導入による経営への効果(佐賀県うんしゅうみかん根域制限栽培)

経営体	効果										
	所得向上	雇用減	規模拡大	品質向上	適期作業	単収増加	収量変動減	安全性向上	品種増加	加工・販売	その他
4101				○	○			○			
4102				○							
4103	○			○	○	○	○	○			
4104	○	○	○	○	○			○	○		
4105	○			○	○	○	○	○			
4106						○		○	○		○
4107	○			○	○	○	○	○			○
4108	○	○		○	○	○	○	○			
4109	○			○	○			○			
4110	○			○	○			○			
4111	○	○		○	○	○	○	○	○		
4112	○			○	○	○					○
4113	○			○	○	○	○	○			
4114				○							
4115	○			○		○					
4116	○		○	○	○	○	○	○	○		
4117	○		○	○	○	○		○	○		○

課題については、全ての経営体が導入資金と水源の確保を挙げました。

#### うんしゅうみかん(農道整備:熊本県)

うんしゅうみかんについて「農道整備」を対象として調査した熊本県では、省力化技術を導入した園地の方が導入していない園地(農道未整備園地)よりも10a当たり及び1トン当たりの労働時間がともに少なく、労働生産性が高い結果となっています。

特に資材や収穫物の搬出入を伴う作業において労働時間の短縮が大きくなっています。

経営への効果については、全ての経営体があったと回答しており、特に「作業の安全性が高まった」、「各作業が適期に終了できるようになった」、「雇用労働力への依存度が低下した」など作業が安全かつ効率的にできるようになったことを評価する結果となっています。

課題としては作業効率化のための作業道の拡張、規模を拡大したことによる労働力不足や収穫物の管理が挙げられました。

#### 日本なし(ジョイント栽培:福島県)

日本なしについて「ジョイント栽培」を対象として調査した福島県では、ジョイント栽培が導入されてからの年次が短く、結果樹齢に達した経営体が2例にとどまったものの、省力化技術を導入した園地(ジョイント栽培園地)の方が10a当たり及び1トン当たりの労働時間がともに少なく、労働生産性が高い結果となっています。

経営への効果については、「雇用労働力への依存度が低下した」と回答した経営体が多い結果となっています。

課題としては、苗木代等の初期費用やジョイント部の接合が挙げられました。

### 日本人の食事摂取基準2020と果物について — 需要促進部 —

「日本人の食事摂取基準」は、健康増進法の規定に基づき、国民の健康の保持・増進を図る上での摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を定めるもので、5年ごとに改訂されています。

2020年版では、栄養に関連した身体・代謝機能の低下の観点から、健康の保持・増進、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に加え、高齢者の低栄養予防やフレイル

予防も視野に入れて策定が行われました。その基本的方針は、科学的根拠に基づく政策立案のさらなる推進であり、関連する各種疾患ガイドラインとの調和も図られています。

エネルギー・栄養素に関連した生活習慣病で詳細なレビューが行われているのは、高血圧、脂質異常症、糖尿病、慢性腎臓病です。

**(公財)中央果実協会**

編集・発行所  
公益財団法人 中央果実協会  
〒107-0052  
東京都港区赤坂 1-9-13  
三會堂ビル 2F  
  
電話：03-3586-1381  
FAX：03-5570-1852

編集・発行人  
今井 良伸  
  
印刷・製本  
(有) 曙光印刷



当協会 Web サイト  
URL:  
[www.japanfruit.jp](http://www.japanfruit.jp)

**お知らせ**

毎日くだもの200グラム運動  
メールマガジン「くだもの&健康  
ニュース」を発刊しています。

多くの方の読者登録をお待ち  
しております。

メルマガの読者登録方法は  
当協会下記ホームページをご  
覧下さい。

<http://www.japanfruit.jp>

ここでは、2015年版と2020年版を比較して、生活習慣病と果物の関係についての記述がどのように変化したかを見てみましょう。「果物」を検索すると、2015年版では4回、2020年版では11回と3倍近く増えています(野菜は6回から12回、卵は20回から19回)。代表的なものは、表の通りです。果物の取扱が大きく変化しているのがわかります。高血圧

治療における果物の積極的摂取、果物の摂取で糖尿病や心血管疾患の低下等が新たに取り上げられました。これは、各種のガイドラインで果物の重要性が明らかになってきていることと関係しています。

果物については誤解もありますが、科学的根拠に基づいて果物の消費拡大を進めていくことが重要です。

表 「日本人の食事摂取基準」における果物に関する記述

生活習慣病	2020年版	2015年版
高血圧	野菜、果物、低脂肪乳製品が豊富な食事パターンであるDASH 食事パターンは、大きな血圧低下効果のエビデンスがあり、多くの高血圧治療ガイドラインで取り上げられている。 「高血圧治療ガイドライン2019」では、野菜・果物の積極的摂取を推奨している(カリウム制限が必要な腎障害患者を除く)	野菜、果物、低脂肪乳製品が豊富な食事パターンであるDASH 食は降圧効果のエビデンスがあり、多くの高血圧治療ガイドラインで取り上げられている。
糖尿病	果物の摂取(特にブルーベリー、ぶどう、りんごなどの果実含有換算)は有意に糖尿病発症率を低下させるが、果物ジュースは糖尿病発症のリスクを高めたとの報告もある。糖尿病では果物の摂取を勧めてよいが、その量は病態による個別化が必要である。	
心血管疾患	アメリカにおける調査では、精製しない穀類、果物、ナッツを多く摂り、赤肉、シロ糖含有飲料の少ない食事を摂った場合、糖尿病や心血管疾患による死亡率が低下するとしている。	

**業務日誌、人事異動**

- 2. 8. 7 全国みかん生産府県知事会議総会 (書面開催)
- 2. 8. 7 全国果実生産出荷安定協議会第2回りんご委員会 (書面開催)
- 2. 8. 11 令和2年度第3回理事会 (書面決議)
- 2. 8. 11 果実の出荷規格等に関する調査検討委員会 (第1回) (リモート開催)
- 2. 8. 18 醸造用ぶどう苗木に関する動向調査検討委員会 (第1回) (リモート開催)
- 2. 8. 24 中央果実協会事業公募選考委員会 (第4回) (書面審査)
- 2. 9. 10 全国果実生産出荷安定協議会第2回かんきつ部会 (書面開催)
- 2. 9. 17 全国果実生産出荷安定協議会第3回りんご委員会 (書面開催)
- 2. 9. 23 新商品開発等事業公募選考委員会 (第2回) (書面審査)

**農林水産省**

新	日付	名前	旧
大臣官房生産振興審議官兼生産局付	2. 8. 3	安岡 澄人	消費・安全局農産安全管理課長
退職	2. 8. 3	鈴木 良典	大臣官房生産振興審議官兼生産局付

**道県基金協会**

区分	新役職	日付	名前	旧役職
退任		2. 7. 10	藤田 明弘	大分県協会会長理事
就任	大分県協会会長理事	2. 7. 10	佐土原 斉	
退任		2. 7. 22	永福 喜作	鹿児島県協会理事長
就任	鹿児島県協会理事長	2. 7. 22	柚木 弘文	
退任		2. 7. 27	船木耕太郎	秋田県協会会長理事
就任	秋田県協会会長理事	2. 7. 27	斉藤 一志	
退任		2. 8. 18	倉重 博文	福岡県協会理事長
就任	福岡県協会理事長	2. 8. 18	乗富 幸雄	
退任		2. 9. 18	泉 義弘	長崎県協会会長理事
就任	長崎県協会会長理事	2. 9. 18	辻田 勇次	